

# 「建設発生土の搬出先等」の記入・抹消方法について

## 1. 「建設発生土の搬出先等」に「設計図書のとおり」と記入する場合

### ①設計図書の現場説明書に【建設副産物・再生資源関係】の記載があるとき

#### 現場説明書参考例（施工条件明示内容）

##### 【建設副産物・再生資源関係】

###### ・《指定処分A》

本工事により発生する建設発生土は、下記へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は別途協議すること。

###### <公共工事>

- |          |   |
|----------|---|
| (1) 受入者  | 大分県〇〇土木事務所                              |
| (2) 受入工事 | 〇〇〇〇工事                                  |
| (3) 受入場所 | 〇〇市大字〇〇字〇〇 ●●●●●●番地の●（※必要に応じて位置図等を添付する） |
| (4) 受入時期 | 令和〇〇年〇月〇日 ~ 令和〇〇年〇月〇日                   |
| (5) 受入土質 | 〇〇質土                                    |
| (6) 受入土量 | 〇〇 m <sup>3</sup>                       |
| (7) 運搬距離 | 〇〇 km(片道)                               |

###### <民間開発工事>

- |          |   |
|----------|---|
| (1) 受入者  | 〇〇〇〇                                    |
| (2) 受入工事 | 〇〇〇〇(例:宅地開発、商業施設)                       |
| (3) 受入場所 | 〇〇市大字〇〇字〇〇 ●●●●●●番地の●（※必要に応じて位置図等を添付する） |
| (4) 受入時期 | 令和〇〇年〇月〇日 ~ 令和〇〇年〇月〇日                   |
| (5) 受入土質 | 〇〇質土                                    |
| (6) 受入土量 | 〇〇 m <sup>3</sup>                       |
| (7) 運搬距離 | 〇〇 km(片道)                               |

###### 《指定処分B》

本工事により発生する建設発生土は、下記へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は別途協議すること。

###### <民間受入地等>

受入地種別 大分県土砂条例特定事業場 ・ 産業廃棄物最終処分場 ・ その他民間等受入地

- |          |   |
|----------|---|
| (1) 受入者  | 〇〇〇〇                                    |
| (2) 受入場所 | 〇〇市大字〇〇字〇〇 ●●●●●●番地の●（※必要に応じて位置図等を添付する） |
| (3) 受入土質 | 〇〇質土                                    |
| (4) 受入土量 | 〇〇 m <sup>3</sup>                       |
| (5) 受入れ料 | 〇〇 円/m <sup>3</sup> または不要               |
| (6) 運搬距離 | 〇〇 km(片道)                               |

搬出先については上記受入地を指定しているが、受注者から上記と異なる受入地の提示があった場合は、別途協議のうえ受入地の変更を可能とする。なお、処分に係る費用(運搬費+処分料等)が上記受入地の設計金額を上回る場合は設計金額の変更の対象とはしない。

ただし、現場条件や受入条件等、受注者の責めによるべきものではない事項についてはこの限りではない。

### ②設計図書の特記仕様書に【建設副産物の処理】の記載があるとき

#### 特記仕様書（作成例）

##### 第 条 建設副産物の処理

- 本工事は、前条の計画の作成対象工事であるため、受注者は「建設副産物適正処理推進要綱の改正について(国土交通事務次官通達、平成14年5月30日)」、「公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について(令和3年5月24日)」を遵守して「再生資源利用計画書(様式1・イ)」及び「再生資源利用促進計画書(様式2・ロ)」をシステムで作成し、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図るものとする。なお、収集、運搬、処分がいずれか、又は全部を他に委託する場合は、知事の許可を受けた処理業者に限るものとする。
- 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」第10条に基づく「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」及び「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」(以下、「判断基準省令」という。)で定める責任者を工事現場に置くものとする。
- 受注者は、作成した「再生資源利用計画」及び「再生資源利用促進計画」の内容に変更が生じた場合は判断基準省令等に基づき、これらの変更内容をシステムで作成し、指示・承諾・協議書や変更施工計画書に添付する等、監督員に提出することにより、その変更内容を報告すること。
- 受注者は、工事施工中に「再生資源利用計画書(様式1・イ)」及び「再生資源利用促進計画書(様式2・ロ)」に記載されている、再生特定建設資材及び再生資源化予定の建設副産物を再生利用ができなくなる場合は、「理由書」を作成し監督員に協議しなければならない。
- 受注者は、工事完了後には速やかにシステムにデータの入力を行い、「再生資源利用実施書(様式1)」及び「再生資源利用促進実施書(様式2)」を作成し、工事登録証明書(COBRISシステムにより出力)を監督員に提出することにより、その実施状況を報告すること。なお、受注者は「再生資源利用実施書(様式1)」及び「再生資源利用促進実施書(様式2)」を、工事完了後5年間保存するものとする。

上記①又は②のいずれか若しくは両方の記載があるときは、下記のとおり記入する。

**7 建設発生土の搬出先等** **設計図書のとおり**

## 2. 「建設発生土の搬出先等」を抹消する場合

上記①、②の両方の記載がないときは、下記のとおり抹消し訂正印を押印する。

**7 ~~建設発生土の搬出先等~~印**